

16 軽油引取税

(1) 軽油の引取数量に関する調

(単位:キロリットル)

区 分		数 量	
引 取 数 量	①	927,946	
課 税 対 象 と な ら な い 数 量	②	112,399	
差 引	(①-②) ③	815,547	
欠減量	特 約 業 者 分 1/100	7,203	
	元 売 業 者 分 0.3/100	286	
	計 ④	7,489	
課 税 標 準 量	(③-④) ⑤	808,058	
その他(申告納付等)の分	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-	
	軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-	
	炭 化 水 素 油 の 消 費 量	-	
	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量	328	
	そ の 他	1,504	
	小 計 ⑥	1,832	
	課税対象と数量	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-
		軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-
		炭 化 水 素 油 の 消 費 量	-
		み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量	312
そ の 他		492	
小 計 ⑦	804		
課 税 標 準 量	(⑥-⑦) ⑧	1,028	
合 計	⑤+⑧	809,086	
特別徴収義務者数等	元 売 業 者	本店の数 1 登録事務所等の数 17 81	
	特 約 業 者	本店の数 68 登録事務所等の数 199 494	
	計	本店の数 69 登録事務所等の数 216 575	
	仮 特 約 業 者	本店の数 1 事務所等の数 1	

(注)

- この調は、当年度において課税したものについて作成した。
- 「引取数量①」には、法第144条の2第1項及び第2項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの引取りに係る軽油の数量を記載した。
- 「課税対象とならない数量②」には、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、免税証による引取数量及び合衆国軍隊等の引取りに係る免税軽油の数量の合計を記載した。
- 「その他(申告納付等)の分⑧」には、法第144条の2第3項、第4項、第5項及び第6項の規定により課税された軽油等の数量、法第144条の3の規定によりみなす課税された軽油の数量並びに法第144条の22第4項の規定(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。)により課税された軽油の数量の合計を記載した。
- 「特別徴収義務者数等」には、令和2年2月末日現在により記載した。この場合、「本店の数」には、本店(本社)が本県に所在するものを記載した。

○ 事務所別内訳

区 分	大河原	仙台南	仙台中央	仙台北	塩 釜	
特別徴収義務者数	元 売 業 者	-	-	12	4	1
	特 約 業 者	5	17	105	23	10
	計	5	17	117	27	11
引 取 数 量	11,011,846	137,278,935	480,873,588	190,245,673	11,264,495	
課税対象とならない数量及び欠減量	2,144,418	7,437,465	38,884,542	42,761,766	2,597,036	
差 引 課 税 標 準 量	8,867,428	129,841,470	441,989,046	147,483,907	8,667,459	
申 告 納 付 等	38,044	139,178	161,408	144,485	20,255	
合 計 課 税 標 準 量	8,905,472	129,980,648	442,150,454	147,628,392	8,687,714	
調 定 額	285,866	4,172,379	14,193,029	4,738,871	278,875	

(特別徴収義務者数は、令和2年2月末日現在。)

(2) 課税対象とならない軽油に関する調

(単位:キロリットル)

区 分	免税軽油使用者数等	数 量	
法第144条の5 関係	輸 税 出 2 課 済 み 73 小 計 ① 75	20 62,955 62,975	
法第144条の6 関係	石 油 化 学 製 品 製 造 業	-	
法附則第12 条の2の7 第1項関係	船 自 衛 隊 (機 械 等) 船	1,056	11,808
	鉄 道 用 車 両 ・ 軌 道 用 車 両	2	104
	農 業 等	4	4,175
	林 業 等	8,453	8,374
	セ メ ン ト 製 品 製 造 業	57	2,401
	生 コ ン ク リ ー ト 製 造 業	24	341
	電 気 供 給 業	4	26
	鉱 物 の 掘 採 事 業	-	-
	と び ・ 土 工 工 事 業	96	16,572
	鉱 さ い バ ラ ス 製 造 業	19	1,197
	港 湾 運 送 業	1	251
	倉 庫 業	9	1,402
	貨 物 利 用 運 送 事 業	17	200
	鉄 道 貨 物 積 卸 業	3	48
	航 空 運 送 サ ー ビ ス 業	-	-
	廃 棄 物 処 理 事 業	3	199
	木 材 加 工 業	12	414
木 材 市 場 業	31	1,385	
バ ー ク 堆 肥 製 造 業	2	10	
索 道 事 業	4	355	
	8	156	
小 計 ②	9,805	49,418	
ア メ リ カ 合 衆 国 軍 隊 関 係 ③	2	6	
外 国 公 館 等 の 暖 房 用 ボ イ ラ ー 関 係 ④	-	-	
合 計 (①+②+③+④)	9,882	112,399	

(注)

1 「林業等」には、素材生産業を含む。

2 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和2年2月末日現在における該当特約業者等の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和2年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。

(単位:リットル, 千円)

北部	栗原	東部	登米	気仙沼	県 計
-	-	-	-	-	17
10	6	8	7	8	199
10	6	8	7	8	216
7,976,146	15,150,726	43,962,470	7,942,161	22,240,200	927,946,240
1,041,537	6,193,366	13,853,841	2,378,168	2,595,847	119,887,986
6,934,609	8,957,360	30,108,629	5,563,993	19,644,353	808,058,254
60,368	6,552	197,334	111,926	148,014	1,027,564
6,994,977	8,963,912	30,305,963	5,675,919	19,792,367	809,085,818
224,539	287,742	972,821	182,197	635,335	25,971,654